

第四十三回国 参議院 商工委員会 會議録 第十三号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

三月十二日

前任 久吉君

小林 英三君

補欠選任

二木 謙吾君

丸茂 重貞君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

赤間 文三君

上原 正吉君

岸田 幸雄君

近藤 信一君

川上 為治君

豊田 雅孝君

二木 謙吾君

丸茂 重貞君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

久保 等君

松澤 兼人君

國務大臣

通商産業大臣

福田 一君

政府委員

通商産業

政務次官

上林 忠次君

通商産業

重工業局長

島田 喜仁君

中小企業庁長官

樋詰 誠明君

事務局側

常任委員

小田橋貞壽君

説明員

通商産業省重工

業局計量課長

長宗 正次君

第九部

商工委員会會議録第十三号

昭和三十三年三月十二日

本日の會議に付した案件

○中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○計量法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(赤間文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員長及び理事打合せの協議事項について報告をします。本日は計量法施行法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取して、なおまた時間がありましたら、これについても少し質問をしてもいい、中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案の質疑を行なうこととなりましたので御了承下さい。

○委員長(赤間文三君) 中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) 速記を始めて。先般の答弁の残ったものにつきまして、樋詰長官から答弁を願います。

○政府委員(樋詰誠明君) まず保証協会の役員構成の件でございますが、地方公共団体の関係の方、それから金融機関の関係の方、それから中小企業の関係の方、そういうふうに分けて、常勤と非常勤とを全部合わせますと八百四十八名おられるわけでございますが、そのうち、地方公共団

体の関係の方が二百九十八名で約三

五%、それから金融機関の関係の方が

二百九十三名で、やはり約三五%、そ

れから中小企業関係の方、これは二百

五十七名ということで、これもほとんど

三割ちょっと、こえるということ

で、大体三分の一ぐらいですというよ

うな役員構成になっております。

それから、外国でこういうような制

度があるかというお話がございまし

たが、スイスに産業信用保証協同組合

という制度がございまして、大体一人

当たり八十万円から百二十万円、一万

スイス・フランから一万五千スイス・

フラン関係までの保証をいたしてあり

ます。それに対して、万一の場合

にはスイスのそれぞれの州が七割五分

から九割まで再保証して赤をてん補す

るといふことになっております。それ

から西独におきましても、信用保証会

社というものがございまして、これは

大体、現在各州に十でございまして、

大体一人当たり二百七十万円から七百

万円までの保証をいたしてあります。

それからフランスに中期信用相互保証

会社、それから機械工業相互保証会社

というものがございまして、それぞれ

日本と同じような制度をやっております。

それから日本の制度を範といたし

まして戦後インド並びに沖繩で大体日

本と同じような制度が行なわれてお

る、こういう状況になっております。

○松澤兼人君 もう一つ、これは後日

に答弁をお願いしたわけではないので

すけれども、全国では保証料のあると

いうことで利子を安くしておるとかい

うような事例があるというお話があつ

た。それは後日調べてくれとは申さな

かったのですけれども、わからないか

らというお話だったんですが、それわ

かりますか。

○政府委員(樋詰誠明君) われわれ

も、いろいろ関係者の集まりの際に

は、保証を受けたということによって

危険が伴わない、調査の手数も必ずし

も要らないというふうなことから、保

証料の一部を金利をまけてやるとい

うことが適当でないか。またそうや

っておりますというふうなことを今ま

でいろいろ聞いたこともあるのでござ

います。その後も各協会等について実

情を調べましたところ、自分のところ

でこれだけ交渉して、これだけまけ

せましたといふことをはつきりいう協

会はないのでございまして、それはも

う少いわれわれほんとうにどうなっ

てるのか。一般的の話のときには、そ

ういう話が出ておりますが、それじゃ

どこに幾らまけたかといふ話にな

ると、必ずしもはつきりしないとい

うことで、この前から数日いろいろな保

証協会あるいは県、金融機関という

ところに聞いておるわけでございます

が、大体そういうふうなことで運用し

ておりますとは申しておりますけれ

ども、どこの県かという金融機関が現

実にどれだけ引いたかといふことをま

だつたかでお聞きしたので、その点、

もう少し調べさせていただきますと思

います。

○松澤兼人君 この前の御答弁では、

全国の保証協会の中には、そういう便

宜をはかつておるところがあるとお

っしゃったので、それではどこかとい

ふりにお尋ねいたしましたところ、今

の答弁でははつきりしないわけでは

ない。長官が言われましたように、当

然調査の手数もないし、それから未回収

になった場合でも銀行は貸し倒れにな

る心配もないし、ですから、やはり保

証協会を通せば保証料というものは自

然に必要だし、これは利子として考

えれば当然利子は高くなる。何かそう

いう便宜をはかるべきだと思ふし、ま

た長官のほうもそういうことは必要だ

と、望ましいといふことをおっしゃ

ておられるわけですから、実際にそう

いうところがあったら、適當のときに

また御答弁をお願いすることにしま

して、私は前日質問いたしましたし、以

上でもって質問を打ち切りたいと思

います。

○委員長(赤間文三君) ほかに御質問

ございませんか。——御質問がないよ

うでありますから、これで質疑は終了

したものと認めて御異議ございませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと

認めます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) 速記をつけ

て。

○委員長(赤間文三君) この際、委員の異動について御報告を申し上げます。

本日、前田久吉君、小林英三君が辞任され、その補欠として丸茂重貞、二本鎌吾郎君が選任をせられました。御報告を申し上げます。

○委員長(赤間文三君) それでは、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案につきましては、質疑も終了をいたしましたようであります。御意見の、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は終結したものと認め御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致でございます。よって本法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例によりまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

○委員長(赤間文三君) 次に、本日、本委員会に付託されました計量法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田一通産大臣。

○國務大臣(福田一通産大臣) 計量法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の計量単位は、計量法及び計量法施行法によりまして昭和三十四年からメートル法に統一され、輸出する貨物の計量及び貨物の輸入についての計量を除いては、原則としてメートル法による法定計量単位以外の計量単位の使用が禁止されているのであります。

ただ諸般の情勢からこの時点で直ちにメートル法に切りかえることが困難な部門については、政令で指定し、これらについては、ヤード・ポンド法による計量単位が昭和三十三年十二月三十一日までを限度として認められていたのであります。

これら政令で指定され、猶予の認められたものの中でも相当の部分は、各方面の協力により、メートル法への切りかえが完了しつつあるのであります。

しかし、政令で指定されているもののうち対外関係のことに強い分野については、メートル法への切りかえはあまり進んでいないのであります。

たとえば、船舶及び海運関係の一部や、特需関係の計量がこれに当たるのであります。これは諸外国、特にいまやヤード・ポンド法を使用している英米等との関係が密接なため、わが国のみがメートル法を使用することが困難な実情にあるからであります。

したがって、これらについては、現行法どおりに昭和三十三年からメートル法へ切りかえすることは無理がある

と思われまので、ここに計量法施行法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につき概略を申し上げます。第一号は、日本国内に住所または居所を有しない者等の特定の者相互間で行なわれる計量であつて、たとえば外国船舶の修理とか特需関係とかに用いられる場合であります。

第二号は、航空機の運航等に関する計量であつて、たとえば航空管制に用いられる場合であります。

第三号は、輸出すべき貨物に関する計量であつて、たとえば輸出向けの見込み生産を行なう場合であります。

第四号は、輸出入関係等で使用する特定のヤード・ポンド法の計量器であります。

これらについては、それぞれヤード・ポンド法の計量単位を法定計量単位とみなすこととし、その期間については、前にも述べましたように、外国との関係が密接なものでありますから、確定期限を付することが困難でありますので、昭和三十三年以降も当分の間はなお使用することができるようにしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

それではこれから質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○上原正吉君 ちよつとお尋ねいたしたいのですが、この改正案では、期間

が当分の間ということになったわけですね。今までは昭和三十三年十二月三十一日までとあつたのが、当分の間、となつたのは、ちよつと異例のような気がするのですが、こういう異例な改正をする必要といたしますか、根拠とい

いますか、について御説明願ひたい。

○政府委員(島田喜仁君) 計量法に基づきまして、御承知のように法定計量単位以外に、取引上または証明上の計量については、法定計量単位と申し

ますのは、メートル法でございますが、それ以外のものを使用してはならない、こういう原則に立ちまして、法律ができています。

が、その際、期間を限つたものと、期間を限らないものがあつてございまして、御承知のように当分の間ということになつておりましたのは、航空関係と、もう一つは内燃機関の関係が、これが

実は現在の法律で当分の間ということに期間がなつております。それから土地、建物の関係は、ただいま法務省で土地台帳等の書きかえなどをやつてお

ります。これは昭和四十一年の三月三十一日まで、こういうふうに期限が

実はついているわけでございます。

そのほかのもので、どうしても法定計量単位、すなわちメートル法を、期間を限つて、それを使うことが困難であるもの、すなわちヤード・ポンド法を使つてよろしいというのがある一つ

ございまして、これが昭和三十三年十二月、今年の十二月三十一日までという期限が実はついております。

と、ところが、それではヤード・ポンド法を使える対象はどうかということをかいつまんで申し上げますと、外国人の関係が一つと、それから輸出

関係が一つと、それから、これはほとんど大部分が輸出でございますが、輸出に關係する計量器類の計量、そういう計量器類のもの、この三つが大体三

十八年十二月、本年いっぱいまでとつ延長してやろう、こういうことで実はなつておつたわけでございます。

ただ考えてみますと、外国人の關係というものは、やはり相当長期間におつたその關係といふのはございまして、それから輸出の關係も、輸出振興の立場から見ますと、これはやはり輸出はほとんど永久的に必要でござい

ますので、こういうものにつきましては、やはり先ほど申しました航空関係等と同じように、やはり「当分の間」といたしまして、そしてこれを例外を認めざるを得ないのでないか、こ

ういうことに実はなつたわけでございます。それから計量器の關係も、御承知のように輸出關係と、それから特需の關係、こういうものに限られます。

で、こゝういふ点は当分の間こゝういふとにせざるを得ないのでないか。しかも御承知のようにメートル法は、実施以来非常に普及をいたして参りました。

で、そういう外向きの關係については、やはり例外的に認めまして、国内のメートル法の施行上その支障はないの

ではないか。まあこゝういふような観点から、ほかのものと合わせて「当分の間」と、こゝういふにいたしました次第

でございます。

○上原正吉君 そうすると、ヤード・ポンド法以外に、今日まだ使用が認められております単位の中で、日本特有のもの、たとえば坪といふふうなものは、その期間までに、猶予期間内に、完全にあつては実施するようになると、

そういうお見込みでございますか。

○政府委員(島田喜仁君) 実は御承知のように、坪等——何坪という土地、建物の関係というものは、長い間の日本の慣習でもございましたし、それから一つ大きな問題がありますのは、もしこれをメートル法に坪をかえすときには、土地台帳を書きかえるのにたいへんな金がかかるわけでございまして、そういう面でも、四十一年の三月末というところになっておりますが、現在は法務省はその四十一年三月三十一日までの間にはできるだけそういうふう

に切りかえる方向で今進みつつあります。ただ問題は、四十一年三月になつたときに、やはりもうしばらく期間を延ばさなければならぬかどうかどう

かという問題がそのときにまた起こつて参るかと思ひますが、現在の段階では、法務省は一応その期日までには土地台帳を切りかえてメートル法にしよう、こういう方針を進めておるような次第であります。

○上原正吉君 国内で使用する計量單位だけを考へて、またそれを実施するのなら割合に簡単だと思ひますけれども、国外を相手にやるものは期限を切つてもなかなか相手が承知しませ

ん。これはまあどこまでも無理ではないかと思ひます。たとえばイギリスあたり、あるいはかつて英領であつた場所、現に英領である場所、それからまたアメリカがそうですが、がんとして自国の計量單位を改めようとはしないようにわれわれには見受けられるのです。ですからそういうところを相手に物をはかつて——長さにしろ、ます目にしろ、あるいは重さにしろ、物をはかつていくというときには、もはや相

手の計量單位というものを併用するといふよりか、これをほとんど採用しなければならぬような実情だと思ひます。永久にこういうことになるのではないかとわれわれは思つてゐるのですが、国際的に計量法を統一しようがないかとか何とかという運動があつて、明瞭に全世界がメートル法採用に向かうつとあると、こういうふうな風潮でもお感じになつてゐるのでしょうか。

○説明員(長宗正次君) 御説明申し上げます。

実は国際関係では、メートル条約といふものと国際法定計量機關を設立する条約という二つの条約がございまして、大きな流れをいたしましてはメートル法に統一される傾向にございまして、ただ先ほどお話にございましてのとおり、輸出そのものの、輸出契約の確定いたしました輸出貨物につきましては、計量法十條でただし書きもございまして、そのものについては、国内の取引、あるいは外国に参る場合のその貨物に対する表示といつたものは、メートル法によらなくてもいいというただし書きがついております。先ほど申しましたのは、輸出向けの国内産のものでもあります。

○上原正吉君 国内で輸出向けのものを、たとえば下諸生産であるとか、仲間取引であるとか、こういうところで取引されることがかなりあるのです。こういうものは今の除外例のほうに入るわけですか。国内同士でやることはあるでしょうか。

○説明員(長宗正次君) 原則といたしましては、その国内でやる取引は全部メートル法でやつていただくといふこ

とになつております。先ほど局長が申しましたように、外観——たとえば綿布にして考えますと、非常に東南アジアの模様とか何かが入つておりまして、大体輸出向けだといふことが推定されるものの取引につきましては、ここで申します輸出向け貨物といふことで、今度の改正をお願いできますと、自分の間延びるということになつておりますが、それ以外の純然たる国内の取引につきましては全部メートル法といふことに相なつております。

○上原正吉君 私の申し上げてゐるのは、取引そのものは純然たる国内取引なんです。品物そのものが究極において外国向けのものと、こういうふうなものなんです。そういうものがかなりあるわけですね。そういうものが業界にもあるわけですね。こういうものは初めからしまいで、たとえば今度のボンダならボンダという単位で生産され、包装され、梱包されて取引されてゐるのです。換算すればできますけれども、換算されずに取引されてゐるのです。それでこれも小言を言ふ人もなければ、取り締まれないで取引が行なわれておるわけですね。

そこでお問い合わせの、計量法違反で中身が表示より少なかったとか何とかといふことは別ですけれども、物の計量の表示の単位がメートル法でなかつたといふことのために、まあ計量法違反で処罰されたといふふうな実例でもあるかどうか、この機会にお伺ひをしたいと思います。

○政府委員(島田喜仁君) メートル法の施行に關連しまして、メートル法を使わなかつたために告発をしたとか、

過去にはそういう実例はおそらくないと思ひます。

○委員長(赤間文三君) ほかに關連その他一般質問でございますか。

○豊田雅孝君 メートル法になつて以來、さつきからの答へ、あるいは提案理由の説明など承つておつても、ずいぶん進捗してきておるうちに聞くのでありますけれども、事実どうでないやうなことがわれわれのところへ陳情せられてきております。これは具体的に言ひますと、板ガラスの問題なんです。ありますけれども、板ガラスについては、小売商のほうはメートル法で読みかへ換算してでも販売しなければならぬやうになつてゐるが、メーカーのほう自身は規格がほんとうにメートル法になつておらぬ。それがためにそこに食い違ひが出て、小売商は非常に困つておるという陳情がきておるわけですね。これについて実情はどうですか。

○政府委員(島田喜仁君) ただいまお話しにつきましては、さつき実情を調査いたしました。先生の、特に今小売と卸とメーカーとの間の不便の点を除却するやうにひとついたします。

○豊田雅孝君 板ガラスは、御承知だと思ひますけれども、もとはベルギーから輸入しておつたやうな關係があつて、規格はインチになつておるのです。ところが一箱でも、その關係からは一平方フィート、百枚入りといふやうなことになるのですが、にもかかわらず、販売する小売商について見ると、今お話しするやうに、メートル法を順守しなければいかぬ。換算するといふことになるやうに、むしろ昔の尺貫法に換算するほうがフィート

と尺の關係からいくと楽だ。ところがフィートとインチの關係をメートルでいかならぬといふのは非常に厄介な実情なんです。ですから、どうも通産省の説明あるいは提案理由の説明等を聞くと、まことに順調にいつてゐるやうだけれども、妙なところにそこそこがきておる。しかもそれが小売商といふ一番弱いところへしわが寄つてきてゐるやうのはどうかと思ひます。今重工業局長は端的に調査して手を打たれるといふことだから、それでいいんですけれども、これは板硝子協會といふのが御承知のやうになつて、板硝子協會は旭硝子の会社の中にあるのですが、その板硝子協會へ少なくとも役所のほうで命令または勧告をせられて、一日も早く製造の規格自身をメートルに直して、そうして消費者に渡る段階においても換算とか読みかえとか、そういう厄介なことをないやうにいけるやうにせられる——建前はそうなんつておるのだと思ひますけれども、それが事実になつておらぬということなんです。それから、その点特に調べてもらつて、早く善処をせられ、それでこの法案の審議中にその経過を報告してもらいたいと思ひます。どうでしょう。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま申し上げましたやうに、さつき実情を調査いたしました。先生の御趣旨に沿うやうにいたします。

○委員長(赤間文三君) 資料をもし出すならばなるべく早く出して下さい。

○久保等君 ただいまの御質問は、この提案趣旨の説明に言つておられる政令で指定せられた箇所の認められてゐるもの、それについては逐次、何とい

いますか、実施に移されてきているというふうには言われているのですが、ですからその実施状況ですね、政令で定められた最高限度の期間を待たずして逐次実施せられていくその状況も、今言われたことと一致する面があると思うのですが、そういう実施状況を資料としてひとつ御提出願いたいと思うのです。

○政府委員(島田喜仁君) できるだけ御趣旨に沿うように資料を準備いたしたいと思ひます。

○委員長(赤間文三君) 他に御質疑ございせんか。ありましたら十分ひとつ御質疑を願ひたいと思ひます。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめることにいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後二時二十五分散会

三月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十一日)

三月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、パナ自由化に対する合理化資金の特別融資と貸出順位に関する請願(第一三三三三号)

一、競走事業労働者の保障に関する請願(第一三六八号)(第一四九一号)

第一三三三三号 昭和三十八年二月二十二日受理

昭和三十八年三月十六日印刷

パナ自由化に対する合理化資金の特別融資と貸出順位に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区若葉町二ノ八全国青果輸出入協同組合理事長 柴田勇 外一名

紹介議員 豊田 雅孝君

目前に迫るパナ自由化は、大資本による外国商社の進出やわが国総合大商社に独占の機会を与え、中小企業の事業者がこれらの市場独占攻勢に対処するためには、設備の拡充整備と経営合理化の対策を早急に確立せねばならぬ必要に迫られているにもかかわらず、資金調達の面で計画がさ折し苦慮している現状であるから、(一)パナ自由化に対する金融措置を早急に講ぜられ、その一環として政府関係金融機関に対しては最優先的に貸出しに応じるように通達すること、(二)各金融機関に対しては、自由化の時流を考慮し貸出し優先順位を上げて最優先的に貸出しするより強い指導をすること等パナ事業中小企業者の保護育成のための特別措置を実施せられたいとの請願。

第一三六八号 昭和三十八年二月二十三日受理

競走事業労働者の保障に関する請願

請願者 神戸市灘区赤坂通七ノ二四 寺田伊勢子外八十五名

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一四九一号 昭和三十八年二月二十八日受理

昭和三十八年三月十八日発行

競走事業労働者の保障に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨野神の木町 岡田とく子外七十九名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、計量法施行法の一部を改正する法律案

計量法施行法の一部を改正する法律案

計量法施行法の一部を改正する法律案

計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 次条及び第八条に規定するヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位は、次の各号に掲げる計量については、当分の間は、新法による法定計量単位とみなす。

一 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における計量であつて政令で定めるもの

二 航空機の運航に関する計量その他の航空に関する計量であつて政令で定めるもの

三 輸出すべき貨物に関する計量であつて政令で定めるもの

四 計量をするための器具、機械

又は装置に関する計量であつて政令で定めるもの

附則
この法律は、昭和三十九年二月一日から施行する。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局